

島本町教育委員会 会議録（令和6年第8回 定例会）

日 時	令和6年7月23日（火） 午前9時30分 ～ 午前11時54分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出席者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、平田滉陽主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、吉田裕亮参事、杉谷久彌参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委員及び事務局職員	
欠席者	
委員	
議 題	第9号報告 工事請負契約の締結の臨時代理について 第10号報告 工事請負契約の締結の臨時代理について 第11号報告 工事請負契約の締結の臨時代理について 第12号報告 動産の買入れの臨時代理について 第29号議案 島本町立体育館設置条例施行規則の一部改正について 第30号議案 島本町学校教育施設等使用条例施行規則の一部改正について 第31号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について 第32号議案 島本町新体育館等整備基本計画策定委員会委員の委嘱について 第33号議案 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 第34号議案 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について
議 決 事 項	第29号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案、第34号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者15名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和6年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、細見教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、細見教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第9号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第9号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和6年6月町議会定例会議に第56号議案として提出し、御可決いただいたものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

3ページを御開きください。

工事の名称は、町立第一小学校屋内運動場長寿命化改修工事、場所は島本町広瀬一丁目地内 町立第一小学校です。また、契約金額は、2億631万6,000円、契約業者は豊徳建設株式会社です。

請負業者の選定に当たりましては、予定価格が1億円以上の建築一式工事でありますことから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定しました。

制限付き一般競争入札の執行に当たりましては、令和6年4月1日に、地方自治法施行令第167条の6の規定による入札実施の公告を行い、本年5月23日に入札を執行しました。

入札結果については、5 ページの「入札調書」のとおり、4 者応札のうち 2 者が低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったため、入札は一旦保留となりましたが、本年 5 月 31 日開催の低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で本契約の内容に適合した履行がなされるものと認められました。

これを受け、6 ページのとおり、当該業者を落札者として、本年 6 月 6 日に、契約金額 2 億 6 3 1 万 6, 0 0 0 円で仮契約を締結しました。

それでは、工事内容について、御説明申し上げます。

工事の主な内容としましては、内装改修、外装改修、建具改修、照明器具更新、電気機械設備更新及び構造体の劣化対策となっています。

資料 7 ページから 1 0 ページには、配置図兼仮設計画参考図等を添付させていただいており、黄色に示している箇所が、第一小学校の屋内運動場で改修範囲となっております。

次に、1 1 ページを御覧ください。

工程計画表（案）です。

工事工程については、令和 7 年 1 月 3 1 日までには、全ての工事を完了させる予定です。

なお、本工事は、学校運営を行いながら工事を進めることとなりますので、学校や工事関係者等とも十分連携を図り、児童、教職員を始めとする関係者の安全対策には、万全を期し施工します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

この屋内運動場は築何年になって長寿命化をされたのでしょうか。

一小の体育館につきましては、昭和 4 9 年に建設でございますので約 5 0 年以上経過しておるところでございます。

金額なのですが、予定価格が 2 億 2, 0 0 0 万でされていて、入札で 1 億 8, 7 0 0 のところが落札されたんですが、安いから良いという訳ではなくて、1 億 8, 0 0 0 万でもできる妥当性はどこから判断されたのでしょうか。

教育長

教育委員

教育総務課長

教育委員

教育総務課長 入札にあたりましては、資料5ページの入札調書にございますとおり、2者が入札に定めます低入札価格調査基準価格を下回っており、そういった場合、入札が一旦保留となりまして、低入札価格調査委員会を開催いたします。本町の技術職の職員で構成されておりまして、その場で資材と人材等の調達がこの金額で適正に履行がなされているのか、というのを審議して、履行がなっているものと認められまして、契約に進めさせていただいております。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

 それでは、第10号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第10号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について」、御説明申し上げます。

 本案件は、令和6年6月町議会定例会議に第57号議案として提出し、御可決いただいたものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

 しかしながら、議会の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

 15ページを御開きください。

 工事の名称は、町立第二小学校屋内運動場長寿命化改修工事となります。契約金額は、1億7,968万8,300円、契約業者は株式会社掛谷工務店です。

 請負業者の選定にあたりましては、予定価格が1億円以上の建築一式工事であることから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定しました。

制限付き一般競争入札の執行に当たりましては、令和6年4月1日に、地方自治法施行令第167条の6の規定による入札実施の公告を行い、本年5月23日に入札を執行しました。

入札結果については、17ページの「入札調書」のとおり、5者応札のうち1者が低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったため、入札は一旦保留となりましたが、本年5月31日開催の低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で本契約の内容に適合した履行がなされるものと認められました。

これを受け、18ページのとおり、当該業者を落札者として、本年6月5日に、契約金額1億7,968万8,300円で仮契約を締結しました。

それでは、工事内容について、御説明申し上げます。

工事の主な内容としましては、内装改修、外装改修、建具改修、照明器具更新、電気機械設備更新及び構造体の劣化対策となっています。

資料の19ページから22ページには、配置図兼仮設計画参考図等を添付させていただいており、朱色に示している箇所が、第二小学校の屋内運動場で改修範囲となっております。

次に、23ページを御覧ください。

工程計画表（案）です。

工事工程については、令和7年1月31日までには、全ての工事を完了させる予定です。

なお、本工事は、学校運営を行いながら工事を進めることとなりますので、学校や工事関係者等とも十分連携を図り、児童、教職員を始めとする関係者の安全対策には、万全を期し施工します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

工事期間中の屋内運動場の使用というのはできない状態で、工程計画表に仮設工事というのがありますが、これは別に屋内運動場を仮設で作って、ということなのでしょうか。

教育総務課長

工事期間中は体育館の使用はできません。前年度から学校の方とは

直接調整させていただいております。仮設については別途体育館等のそういったものを建設する予定はないため、今現在足場を構築する段階でございますけれども、まず体育館の改修工事を進めていく形になります。

教育委員 工事ヤードが広範囲になっておりますが、工事ヤードのところにも児童の通路が2箇所設定されています。ここについての安全の施策みたいなものは考えておられるのでしょうか。

教育総務課長 当該工事、工事ヤードを区切るために事故のないように設けておるんですけれども、その際工事車両に係る安全対策と、体育館の足場を設置する際に防音落下シートを張る、それから、工事車両の出入口、児童が通るところもありますけれども、交通誘導員を配置して、安全対策を講じているところでございます。

教育委員 気をつけていってもらえればと思います。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

 それでは、第11号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第11号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について」、御説明申し上げます。

 本案件は、令和6年6月町議会定例会議に第58号議案として提出し、御可決いただいたものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

 しかしながら、議会の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございましたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

 27ページを御開きください。

工事の名称は、町立小中学校ＬＥＤ化工事、場所は島本町広瀬一丁目地内 町立第一小学校外５校です。また、契約金額は、１億３，１９４万２，８００円、契約業者は東亜エンジニアリング株式会社です。

請負業者の選定に当たりましては、予定価格が１億円以上の電気工事でありますことから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定しました。制限付き一般競争入札の執行に当たりましては、令和６年４月１日に、地方自治法施行令第１６７条の６の規定による入札実施の公告を行い、本年５月２２日に入札を執行しました。

入札結果については、２９ページの「入札調書」のとおり、５者応札のうち２者が低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったため、入札は一旦保留となりましたが、本年５月２９日開催の低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で本契約の内容に適合した履行がなされるものと認められました。

これを受け、３０ページのとおり、当該業者を落札者として、本年６月５日に、契約金額１億３，１９４万２，８００円で仮契約を締結しました。

契約期間は、議会の議決日の翌日から令和７年２月２８日までです。それでは、工事内容について、御説明申し上げます。

工事の内容としましては、小学校４校及び中学校２校の照明設備のＬＥＤ化工事となっています。

では、３１ページから３４ページを御覧ください。

本図面は各小学校配置図であり、第一小学校から第四小学校までの４校それぞれの図面となっております。

まず、４校共通の内容として、ＬＥＤ化対象の建物を斜線標記しており、その他の対象としては、ＬＥＤ化されていない学校敷地内の屋外照明としています。

なお、近年に実施した増築、建替え及び改修においてＬＥＤ化が完了している箇所、及び本年度の長寿命化改修工事の中でＬＥＤ化を行う第一小学校、第二小学校体育館については今回の工事においてそれぞれ対象外としています。

続いて、３５ページから３６ページを御覧ください。

本図面は各中学校配置図であり、第一中学校及び第二中学校２校それぞれの図面となっております。

小学校と同様に、２校の共通の内容として、ＬＥＤ化対象建物を斜線標記しており、その他の対象としては、ＬＥＤ化されていない学校敷地内の屋外照明としています。

なお、近年増築した第二中学校給食棟はすでにＬＥＤ照明であること、第二中学校のグラウンドのナイターについては利用状況及び費用対効果を考慮し既存のままとし、今回の工事において対象外としています。

次に、３７ページを御覧ください。

工程計画表（案）です。

工事工程については、令和７年２月２８日までには、全ての工事を完了させる予定です。

本工事は、学校運営を行いながら工事を進めることとなりますので、学校や工事関係者等とも十分連携を図り、児童、教職員を始めとする関係者の安全対策には、万全を期し施工します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

学校運営されながらの工事ですが、授業時間中を除いたりだとか、そういったようなことはされているのでしょうか。

教育総務課長

長期の夏休み期間と、委員がおっしゃるとおり授業以外の放課後又は土日等で工事を施工して、できる限り授業等に影響のないように施工してまいりたいと考えております。

教育長

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第１２号報告「動産の買入れの臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、第12号報告「動産の買入れの臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和6年6月町議会定例会議に第60号議案として提出し、御可決いただいたものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

41ページを御開きください。

買入れ物品の名称は、給食用食器・食缶洗浄機です。買入れ金額は、924万0,000円、買入れ先は株式会社中西製作所大阪支店です。

動産の内容については、町立第二小学校で使用する給食用食器・食缶洗浄機です。

令和6年度において、町立第二小学校の給食用食器については、現在使用している強化磁器食器からPEN樹脂食器に一括入替する計画としており、現在の食器・食缶洗浄機では対応できないことから、取替修繕を行うものです。

買入れ業者の選定については、物品役務に係る令和5・6・7年度島本町競争入札参加資格を有し、取扱種目を厨房機械器具・用品等とする全業者を選定し、指名競争入札を行いました。

入札結果については、43ページの「入札調書」のとおり、株式会社中西製作所大阪支店が予定価格以下で最低入札価格であったことから、落札者に決定しました。

現在、取替修繕に向けて食器・食缶洗浄機の事務を進めており、3学期から新たな食器・食缶洗浄機で給食業務を運用していく予定としています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

今までの5つの案件についてですが、時間的余裕がないために臨時代理となっていますが、最近多いなと思っています。報告になるので承りました、というふうにしかなうことができないと思います。事務局を信頼していないわけではないですし、時間的に委員会を開催する余裕もないのも分かってはいるのですけれども、何か先に分かる手立てみたいなものをいただけたら、こちらに臨むときに見やすいかなと思いますので、それも考えていただけたら助かります。

今回の工事請負契約3件、それから動産の買入れについての臨時代理をさせていただいているのですけれども、本来工事については年度内、学校とも調整した上で3月の卒業式までに施工を完了させるというところから、4月1日に報告をして入札を進めております。委員がおっしゃるように、できるだけ臨時代理のないように教育委員会議会議会の定例会の発送の前に開催するように日程調整を可能な限りさせていただいてはいますけれども、今回そういった理由でどうしても先に事務を進めさせていただきました。ただ、今後可能な限り議案の発送の前に教育委員会議を開催して、議案として上程をして審議していただくという流れは留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものと思います。

それでは、第２９号議案「島本町立体育館設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、第２９号議案「島本町立体育館設置条例施行規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料４７ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

続いて、資料の49ページから57ページに記載しているものが、

今回改正する規則の本文でございます。

議案の概要について御説明いたします。資料５８ページをお開きください。

まず、提案理由は、町立体育館の使用にあたって必要な事項について、所要の改正を行うもの。でございます。主な改正内容は６点あり、

- (１) 使用許可の範囲について規定するもの
- (２) 使用料の還付について規定するもの
- (３) 使用料の減免について規定するもの
- (４) 設備の変更について削除するもの。
- (５) その他、文言の整理を行うもの。
- (６) 様式を改めるもの

でございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対応として、使用日当日に使用料を支払っていただいていたものを、コロナ禍前の対応である、事前に申請・支払いをしていただく形に戻すために行うものであり、併せまして、減免や様式の整理などを行うものでございます。

詳細は新旧対照表で御説明いたします。資料５９ページをお開きください。

まず、第３条では、個人使用について、これまで記載のなかった申請書の提出について規定するとともに、個人使用の申請を使用日当日と規定するものでございます。なお、現行に記載のある使用券については、第４条で規定しております。

続いて第６条では、使用の取消しに当たり、これまで既定のなかった取消し許可証の交付を規定しております。

資料６０ページを御覧ください。第７条では、これまで運用で定めておりました専用使用の許可範囲について、規則で定めるために規定するものでございます。

続いて、第１１条では、使用料の還付について定めております。これまで、詳細の規定がなかったことから、町のふれあいセンターの規定を参考に、普通使用、窓口や電話で予約する単発の使用につきましては、

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない場合は全額
 - (2) 使用日前7日までに使用を取り消した場合は使用料の7割
 - (3) 使用日前3日までに使用を取り消した場合は使用料の5割
- と規定し、1年間定期的に使用する場合については、
- (4) 使用料を12で割った額に、取り消した月の翌月以降の月数を掛けた額

例示しますと、使用許可を4月から3月まで受けている団体が7月に取り消した場合、残りの8か月分が還付対象となるため、使用料に8/12をかけた額を還付することとなります。

続いて第12条では、これまで減免するケースのみの記載であったものを減免割合も規定することとしたものでございます。なお、この減免割合はこれまで運用で行ってきたものを明文化するものでございます。

資料61ページを御覧ください。島本町立体育館設置条例第14条では、「使用者は特別な設備を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。」と規定しており、現行の第14条が当該許可に関する書類等について定めております。しかしながら、本条項はこれまで使われたことがなく、また、現在の体育館の使用状況を考えると何かしらの設備を持ち込むことが想定されます。そのため、「設備変更申請書」という名称での申請及び許可は実態にそぐわないため、削除するものでございます。なお、今後特別な設備の使用を希望される方がいた場合は、条例に基づき、個別に協議を行って許可の判断を行ってまいります。

資料62ページから66ページにつきましては、様式でございます。これらは、使用許可と減免に係る申請書と許可証、使用取消しと還付に係る申請書と許可証を規定するものでございます。なお、新旧対照表の現行が空欄となっておりますのは、規則の本文には様式が定められておりましたが、様式そのものが規定されていなかったことによるものでございます。今回規定する様式は、これまで運用として使用してまいりました様式を整理し、新たに規定するものでございます。

最後に、施行期日は令和7年1月1日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜わりますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

申請書の様式について質問なんですけれども、役場なりの窓口に行
って紙そのものを受け取らないといけないのか、あるいはダウンロード
するのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

教育こども部次長

基本的には予約については窓口で申請していただくのを原則にさせ
ていただいておりますが、昨今の状況を鑑みまして、インターネット
による予約であったりだとかいうのも鑑みさせていただきたいと思っ
ています。予約についてはあくまでも仮の予約という形でインターネ
ット上させていただきますので、最終的には窓口でお金を支払ってい
ただく必要がありますので、その際に控えていただくというのを今想
定しておりますが、そのあたりにつきましても体育館に委託している
んですけれども、今後施行が1月1日ということで、それまでにきち
んと申請の方法等についてを詰めて、利用者の方にも対応してまいり
たいと考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第30号議案「島本町学校教育施設等使用条例施行規則
の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育こども部次長

それでは、第30号議案「島本町学校教育施設等使用条例施行規
則の一部改正について」、御説明申し上げます。なお、本議案は先ほど

御可決いただきました第29号議案と対象施設は異なりますが、内容はほぼ同じであることから、御説明も似通ったものとなりますので、御承知おきください。

資料67ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

続いて、資料の69ページから76ページに記載しているものが、今回改正する規則の本文でございます。

議案の概要について御説明いたします。資料77ページをお開きください。

まず、提案理由は、町立学校教育施設等の使用にあたって必要な事項について、所要の改正を行うもの。でございます。主な改正内容は5点あり、

- (1) 使用許可の範囲について規定するもの
- (2) 使用料の還付について規定するもの
- (3) 使用料の減免について規定するもの
- (4) その他、文言の整理を行うもの。
- (5) 様式を改めるもの

でございます。詳細は新旧対照表で御説明いたします。資料78ページをお開きください。

まず、第3条では、現行では「屋内運動場」としておりましたのを、「体育館」と改めるものでございます。

続いて第4条は、様式の名称を変更するものでございます。

第6条では、使用の取消しに当たり、これまで既定のなかった取消し許可証の交付を規定しております。

資料60ページを御覧ください。第8条では、これまで運用で定めておりました専用使用の許可範囲について、規則で定めるために規定するものでございます。

続いて、第10条では、使用料の還付について定めております。先ほどの第29号議案と同じく、これまで、詳細の規定がなかったことから、町のふれあいセンターの規定を参考に、普通使用、窓口や電話

で予約する単発の使用につきましては、

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない場合は全額

(2) 使用日前7日までに使用を取り消した場合は使用料の7割

(3) 使用日前3日までに使用を取り消した場合は使用料の5割

と規定し、1年間定期的に使用する場合については、

(4) 使用料を12で割った額に、取り消した月の翌月以降の月数を掛けた額

としております。

続いて第11条では、これまで減免するケースのみの記載であった者を減免割合も規定することとしたものでございます。なお、この減免割合はこれまで運用で行ってきたものを明文化するものでございます。

資料81ページから84ページにつきましては、様式でございます。これらは、使用許可と減免に係る申請書と許可証、使用取消しと還付に係る申請書と許可証を規定するものでございます。なお、新旧対照表の現行が空欄となっておりますのは、規則の本文には様式が定められておりましたが、様式そのものが規定されていなかったことによるものでございます。今回規定する様式は、これまで運用として使用してまいりました様式を整理し、新たに規定するものでございます。

最後に、施行期日は令和7年1月1日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜われますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第31号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

それでは、第31号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

島本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障害のある児童・生徒に対し、その障害の実態を把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関でございます。

今回、令和7年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等に関わりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、御審議をお願いするものです。

それでは、資料87頁の委員名簿を御覧ください。

委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第2条に規定しております。

(1)「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校の田中美穂教諭を学校長から推薦いただきました。

(2)「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」としまして、中小路 隆裕 医師を高槻市医師会から推薦いただきました。

(3)「町立小・中学校の教職員」としましては、今年度の担当として、校長からは第三小学校の藪田校長と第二中学校の山田校長に、教頭からは、第一小学校の原山教頭と第一中学校の石橋教頭に、教諭からは支援教育コーディネーターを勤めている第四小学校の木村教諭と第一中学校の古後教諭をお願いしたところであります。

任期につきましては、島本町特別支援委員会規則第3条に規定しており、令和7年3月31日まででございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第３２号議案「島本町新体育館等整備基本計画策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育こども部次長 それでは、第３２号議案「島本町新体育館等整備基本計画策定委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料８９ページでございます。本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会委員は、新体育館等整備基本計画の策定にあたり、御助言をいただくものでございます。

資料の９１ページをお開きください。

まず１番の藤本（ふじもと）氏は、大阪体育大学の教授で、スポーツ社会学が御専門でございます。２番の阿久井（あくい）氏は、大阪公立大学の准教授で、本町の景観アドバイザーも務めていただいております。３番の松原（まつばら）氏、４番の嶋崎（しまざき）氏、５番の筒水（つつみず）氏は、それぞれスポーツに関わる団体から御推薦いただいた方々です。６番の佐々木（ささき）氏は小学校の校長、７番の山田（やまだ）氏は中学校の校長でございます。最後に８番の亀山（かめやま）氏は、公募委員として応募のあった者で、本年３月３１日までスポーツ推進委員として永

年務めていただいた方で、現在は社会教育委員も務めていただいております。

任期は、令和6年8月1日から基本計画策定完了日までとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議いただき、御可決賜わりますようお願いいたします。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
 質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
 これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
 それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
 それでは、第33号議案「令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。これは、種目ごとに説明を求め、種目ごとに質疑を受け、採択してまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、第33号議案につきましては、種目ごとに説明を求め、種目ごとに質疑を受け、採択してまいることといたします。

委員の方々におかれましては、教科用図書見本本について、展示期間中に既に関覧していただいていることと思われませんが、本日は全社用意しておりますので、必要に応じて御覧ください。

それでは、第33号議案「令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第33号議案「令和7年度使用中学校教科用図書の採択

について」、御説明申し上げます。

本日の具申に至るまでの経緯につきましては、本年5月13日に開催いたしました1回目の選定委員会におきまして、見本本の調査に関する調査委員会が設置され、6月24日までに6回の調査委員会を開き、調査員により調査・研究を行いました。

その後、6月27日に開かれた2回目の選定委員会で調査員からの報告と調査委員長からのヒアリングを実施しました。

そして、7月3日の3回目の選定委員会におきまして本町で使用する上でもっとも適当であると考えられる発行者の教科書を選定し、本日具申した次第です。

また、選定作業と平行して住民の方々にも教科書を閲覧して頂くため、人権文化センターにて5月24日から6月6日まで、また、町立図書館にて6月6日から6月13日まで法定外展示を、6月14日から6月29日まで、法定展示を行いました。

それぞれの会場には意見箱を設置し、住民の方々からの意見や感想を募りました。いただいた御意見につきましては、資料の後半部分に添付しております。以上です。

教育長

では、第33号議案「令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」は、島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員長である第二中学校の山田校長に、具申について説明していただくため、入室を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長

御異議がないようでございますので、山田委員長の入室を許可いたします。

(山田委員長 入室)

教育長

それでは、山田委員長、前の方をお願いします。

これより島本町立小・中学校教科用図書選定委員会委員長から具申を求めます。なお、議事の進行上、議案資料にありますことから、委員長からの具申理由の朗読は割愛させていただいて、説明後すぐに本案に対する質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 これより、種目、国語を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 それでは具申理由の説明をさせていただきます。まずは国語です。

選定教科用図書として三省堂です。理由といたしまして、学習の見通しと振り返りが明確に位置付けられており、主体的な学習につながる事が期待できること、また、国語科の学習で習得した言葉の力が、他教科や社会生活などの中で生きてはたらくよう工夫されている点において優れているということです。

続きまして光村図書です。「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の各領域の学習がバランス良く配列されていること、また、習得した力を活用して課題解決ができる教科横断的な学習を意識した指導の推進が考えられることから選定教科用図書として挙げております。

教育長 それでは、種目、国語に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 教科書のページ数なんですけれども、三省堂さんは360ページあって、光村さんは300ページ、このボリューム、内容について、選定に与えた影響はあるかどうかお聞きしたいです。

選定委員長 御指摘あったとおり三省堂は360ページ、光村300ページということですが、最後に資料編があると思うんですけれども、そちらを見ますと両社ともだいたい240から260ページの概要となっております。そのためにページ数の違いというのは大きなものではないかなという判断をしております。

教育委員 光村図書の「教科横断的な学習を意識した指導の推進が期待できる」とあるんですけれども、冒頭の表のことだと思うんですけれども、そもそもの文言が難しくて、それを中学生が使用して、ということがどのようにされるのか、どんな気持ちで進められるのか教えていただけたらと思います。

選定委員長 御指摘のとおり、1番最初の見開きのページに1年間に身に付ける資質、能力がまとめられております。それと同時に他教科との関連も明記されているということです。子どもたちは当然その表を見まして、

どの教科と関連しているのかというのが一目で分かると。例えば興味があって自分がもっと深く学びたい、というようになったときにそこを見てその教科を見に行く、というような活用の仕方が考えられるかなと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

質問でもさせていただいた「教科横断的な」というところにとっても魅力を感じています。今御質問されたようなページ数については、本文の部分はだいたい同じページ数なのだとすることであれば、私は光村図書がいいかなというふうに感じました。

教育委員

住民の方からも多くの御意見をいただいて、たくさん読ませていただきましたが、国語については書かれているものは少なかったかなというふうに思っています。私は学校が選んだ教科書になるべく沿って選びたいなというふうに思っています。たぶんそれは、島本町がみづまろキッズプランを意識されて、小、中までの連携というふうに考えておられるので、そういう視点を持って選ばれているのかなというふうには思っております。自分自身も教科書をたくさん読ませていただいたときに良かったなと思うのが、実は光村を1番にしておりました。それはなぜかというところなんです、今までリベートというところがもてはやされてはいたんですが、この光村のところは最後は自分の意見を持って合意形成に向けて話し合いで解決していくというような論理敬体をされていたので、大事なところの目線が入っているのかなというふうに思いましたし、あとは目に入りやすさとか、色味の使い方とか、そこらへんもとても優しい、読みたいという気持ちにさせる、という点も良かったかなというふうに思います。

それから、SDGsについてはどれだけのことを中学校のときにされるのかは分かりませんが、それも意識して授業ができるように工夫されているというふうに感じましたので、委員の意見に賛成させていただきます。

教育長 ほかにございませんか。

 （「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

 それではお諮りします。

 種目、国語については、光村図書の『国語』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

 続きまして、種目、書写を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 それでは書写です。まず三省堂ですが、「自分の文字をより良くする」をテーマに社会生活に生きる書写の力を系統立てて育むことができるように工夫されている点から挙げさせていただいております。

 続きまして光村図書ですが、各単元の学習の流れが、「考えよう」「確かめよう」「生かそう」の構成で、見通しをもって主体的に学習に取り組むことができる、また、「書き初めマスターブック」が新設され、豊かな文字文化に触れながら学習に向かうことができるようになっていることから挙げさせていただいております。

教育長 それでは、種目、書写に対する質疑を行います。

 質問のある方は、挙手願います。

教育委員 先ほど国語科の方に光村図書ということなんですけれども、書写と国語科との連携というか、出版社を揃えた方がいいとかそういうことはありますでしょうか。

選定委員長 出版社を揃えるということにあたってですが、教科書を揃えた場合、国語の教科書で出てきた内容がそのまま同じ文章で書写の教科書にでてくるというような箇所もありまして、関連付けられた内容があるという部分では利点があるかなというふうに考えます。

教育委員 光村図書についての具申の下から２行目のところなんですけれども、「教科書連動の二次元コードでは」というふうに書かれています。どの教科書会社さんも二次元コードについては記載しているんですけれども、光村図書について強調されて書かれている理由をお聞かせいた

できればと思います。

選定委員長

確かにどの会社でも二次元コードというものが付いてきていますが、光村については1文字1文字どういうふうに書いていくか、というような動画があったりというような形で、1番丁寧で種類も多く用意されているのが光村の特徴であるかなと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

今、小学校の教科書が国語と書写とが光村図書になっています。やはり国語と書写というのは文字というのがとても目に入りやすいと思いますので中学校の教科書にも動機付けがあるのかなというふうには思いました。それからあと、小学校の選定時にいったかもしれないんですが、筆使いというのがしずくマークで表されているものがあるんですけども、それが光村はとても分かりやすい印象であります。それからこれからどうかなと思っていたものがユニバーサルデザインにもしっかりと意識されて作られているかなと思いました。どちらかというとならぬ光村図書がいいのかなというふうに思います。

教育委員

私も光村にしようかなと思うのは、1年生の導入、2年生の上級生としての内容、3年生の段階ということで、非常に指導のしやすさというのが伺えるのかなというふうに考えました。

教育委員

先ほど質問させていただいたことに関わるんですけども、不登校の生徒さんもいらっしゃることを考えると、そういった動画での資料が1文字1文字あるんだというふうにお答えいただきましたので、そういった意味でも光村さんがいいかなというふうに思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、書写については、光村図書の『中学書写』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。
- 続きまして、種目、社会 地理的分野を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。
- 選定委員長 それでは、社会 地理的分野です。まずは東京書籍です。東京書籍については、単元全体を貫く「探究課題」を軸に課題解決的な構成になっております。また、発展的な学習においては、深い学びを実現する足掛かりができており、子どもたちにとって学びを進化させるというようなことが期待されるという観点から挙げさせていただいております。
- 続きまして帝国書院ですが、帝国書院は写真や図などが本文と密接して表示されており、「地理的な見方・考え方」が自然とできるように配置されている、という点から帝国書院を挙げさせていただいております。
- 教育長 それでは、種目、社会 地理的分野に対する質疑を行います。
- 質問のある方は、挙手願います。
- 教育委員 昨今、探究という言葉が教育の中ではキーワードになっています。そういった意味で東京書籍さんのところで「探究課題」を軸に、と書かれているんですけれども、やはりそこが選定の決め手になったのかどうか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。
- 選定委員長 東書ですが、先ほども申し上げたとおり単元ごとに問いの追求という探究課題を解決しながら進んでいく、構造化された教科書となっております、その点でそれに沿った授業展開ができるであろうかなと考えております。そこは重要なポイントであるというふうに考えております。
- あと、帝国についても同じように「学習課題」「本文」「確認しよう」「説明しよう」という形で統一はされておりますが、単元を貫く探究課題というのは軸になっているということで、挙げさせていただいております。
- 教育長 先ほど書写でもしましたけれども、地理、歴史、公民、地図帳とございますけれども、こういったものは社会科として使用されるんですけれども、出版社を揃える利点というのはあるのでしょうか。

選定委員長 出版社を揃える利点といたしまして、社会科の場合は、東京書籍の場合は5つのテーマを貫いて、地理的分野、歴史的分野、公民的分野という構成が成されておりますので、その点では学習過程が似たようなものになるという利点があるかなと考えております。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 私は大学で小学校の教員を目指す学生さんたちが相手なんですけれども、教えているとなかなか単元として授業計画カリキュラムを考えることができ辛いという状況があります。ところが、指導要領あるいは教科調査官が書かれているような著作物を見ると、単元で考えていくことが大事なんだ、という強調をされるんです。そういった意味で東書さんが単元を貫いて「探究課題」を、とされているのは魅力的だなというふうに思います。

教育委員 帝国書院さんの方は写真もとても綺麗でしたし、良かったなというふうに思いましたので、こちらもお勧めはできるかなというふうには思いましたが、実は少し地図に寄った感じにも見えて、地理というより地図に寄せている感じがしたものですから、教えるという視点で見ると東京書籍さんの方がいいのではないかなというのは感じました。

教育委員 中学高校と社会科の教壇に立っていたんですけども、どうしても子どもたちは地理というと暗記というイメージをしてしまうんですけども、実は刻々と変化しているというのは地理的内容になっていきますので、学習を進化させたり自分で学ぶという点で選定委員の皆さんがシンキングツールとしても非常に効果的であるとおっしゃっていますので東書さんかなというふうに思います。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、社会 地理的分野については、東京書籍の『新編 新しい社会地理』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。
- 続きまして、種目、社会 歴史的分野を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。
- 選定委員長 それでは、社会 歴史的分野です。まずは東京書籍という形で挙げさせていただいております。東京書籍の特徴として多面的・多角的な歴史教育の捉えがなされているということです。その上で、「持続可能な社会の実現」に向けた内容については統一された内容で貫いておられるというような形です。また、社会で学ぶべき5つの観点について、「地理的分野」との連携というのが図られるという意味で東京書籍を挙げさせていただいております。
- 続きまして、教育出版であります。各単元で3観点のバランスが良く配置され、人権的課題に対して多角的にとらえているというところと、基本を押さえると同時に社会科としての学習を深化させる内容となっていることから挙げさせていただいております。
- 教育長 それでは、種目、社会 歴史的分野に対する質疑を行います。
- 質問のある方は、挙手願います。
- 教育委員 進路ということで考えた場合に難易度等はどのようなふうに見られたのかなというのをお聞きしたいです。
- 選定委員長 どちらの教科書についても各単元において3単元をバランス良く配置されているかなというふうに見させてもらっています。ただ、東京書籍の方が多面的・多角的な歴史教育の捉えているという面で情報量としては多くなっているのかなと考えております。
- 教育委員 多面的・多角的とおっしゃっていたことに関連するんですけれども、歴史についてどう捉えるかというのは、公立学校の教育として扱うについては繊細なところもあるかと思うんですけれども、具申理由のところ「圧倒的な著者数から作り出される多面的・多角的」というふうに書いていますが、そのあたりが決め手になったのかどうかお聞きしたいと思います。
- 選定委員長 東京書籍については、多角的・多面的に物事を捉えていくということについては歴史を客観的に理解していくということでは同じような

観点になると考えております。また、東京書籍については、人権課題に対しても歴史的観点だけではなく、多文化共生というような観点からも理解を深めるような取扱いとなっておるところから東京書籍の方を挙げさせていただいております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

住民の意見が1番多かったのが歴史に関してかなと思います。私もこれを見たときに1番にしているのが東京書籍でした。その理由としてなんですが、絵巻物から古代の姿を捉えるのになっている始まりが面白かったなということと、私は学校で自由権とか社会権とかを学生に教えているものですから、社会の情勢って、歴史って、世界があって日本があったり、っていう関係があると思うんですね。日本だけで成り立っているわけではなくて。それが東京書籍は、世界と日本とを同じ時代にまとめてある書き方がなされていたので、こういうことが世界にあるから日本がこうなっているんだ、ということがとても分かりやすく入ってきやすかったかなと思います。それから、女性による運動のところで、平塚雷鳥さんのところが書かれているのも、東京書籍はしっかり書かれていて、それが今の少子高齢化にまで引き続いて書かれているというのも、繋がりもあってしっかり書かれていていいな、と思いましたし、それから公害問題についても、3つに分けてしっかり書かれてあるのは東京書籍さんかなと思いました。いくつか視点を捉えながら、そういう意味でいえばとてもバランスの取れた書き方になっているかなと思いましたので、私は東京書籍さんの方をお勧めしたいと思っています。

教育委員

中世からの同時代史が並列に取り扱われていて、世界の中の日本、日本を中心にして世界の同時代史を学ぶという点では中世では海外との関係も出てくる時代になりますので、現代に繋がる起点をきっちりこの時代のあたりから伝えているなというふうに感じましたので東京書籍さんかなと思いました。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

 それではお諮りします。

 種目、社会 歴史的分野については、東京書籍の『新編 新しい社会
歴史』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

 続きまして、種目、社会 公民的分野を議題といたします。選定委
員長からの説明を求めます。

選定委員長 それでは社会 公民的分野についてです。まずは東京書籍ですが、
学習の流れが捉えやすく、系統的に基本的な知識や技能を身につけさ
せることができる、それと、教科・他分野を横断して多面的・多角的
に学習を進めることができるという観点から東京書籍を挙げさせてい
ただいております。

 続いて帝国書院であります。単元を貫く問いが章・節・単元に設
定されており、問いが構造化されております。そのことにより「主体
的・対話的で深い学び」につなぐことができる構成となっているところ
から帝国書院を挙げさせていただいております。

教育長 それでは、種目、社会 公民的分野に対する質疑を行います。

 質問のある方は、挙手願います。

教育委員 東書さんの4行目にある「教科・他分野との関連」、非常にここが
重視されるといいのかなと思うんですけれども、具体的にはどうい
うところというお考えなのか、同じように帝国さんもどうなのかとい
うのをお聞きしたいです。

選定委員長 まず東書の方についてですが、挙げられている内容としてグローバ
ル化であるとか情報化社会、消費、気候変動、エネルギー問題等、取
り扱っておられて、現代の諸課題というような形でいろいろと取り上
げられています。その部分については、例えばグローバル化情報社会
であれば技術家庭科であったり、気候変動であれば理科、等々、いろ
いろ関連付ける項目が掲載されている、ということです。

帝国書院につきましても、基本的には今いった内容については取り上げられております。当然各教科の関わりという部分でもコラボで紹介されていたりというような形で、どちらの教科書についてもそれぞれ他教科他分野との関わりというのを意識された作りになっているということです。

教育委員

帝国書院さんをここに挙げていただいています。歴史では東京書籍さんと教育出版さん、地理については東京書籍、帝国書院ということになるんですけれども、公民的な分野のところで帝国書院さんを挙げていただいている理由をもう少し教えていただきたいと思います。

選定委員長

帝国書院を挙げた理由ですが、歴史や地理等については大きな流れや他の広がり等を捉えて探究課題をやっていくという部分が重要であるかなというふうに考えております。一方、公民については、やはり単元を貫く学習課題があり、その節ごとに学習課題が提示されておりますので、その学習課題の設定が非常に丁寧にされており、その分野で勉強すべき課題が明確にされているという部分から、帝国書院の方を挙げさせていただいております。

教育長

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

公民については、学ばなければならないことは各書籍全部網羅されているかなというには思いました。ただ、これからのことについてということで見させていただいたときに、外国人労働者のこととかは、これからたぶん日本の大きな課題のひとつになってくるかなとは思いましたが、これについてはあまり書いていないところが多く、帝国書院はしっかりとそこを押さえられていたな、というふうには思いました。それから、資料に憲法資料を解説付きでしっかり書かれていたので、とても憲法については分かりにくい曖昧にされてしまいそうなどころの部分でもあるので、中学校のときにそういう解説なんかも用いながら自分自身で納得していくには、そういう解説書なんていうのも有効かなというふうには思いました。ただ、先ほど選定委員長がいわ

れたように、すべき課題というのがそれぞれ明確にしっかり落とされているので、帝国書院はとてもいいかなというふうに思います。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、社会 公民的分野については、帝国書院の『社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、社会 地図を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 それでは地図です。まずは東京書籍ですが、地理的分野の学習に合わせて構成をされております。また、資料についても「ジャンプ」というような形で関連する別の資料につながるページ数が表記されており、地理的分野以外での活用についても配慮されているという点から東京書籍を挙げております。

続きまして帝国書院ですが、地域の特色を視覚的に捉え、大観できるように、自然環境、生活、文化、産業などのイラストを配した鳥瞰図が載せられており、今日的な社会の課題について多く取り上げているところから、帝国書院を挙げております。

教育長 それでは、種目、社会 地図に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 帝国書院さんが地図中の地名の漢字に全てふりがながふられているということなんですけれども、これは重要なポイントになるのでしょうか。

選定委員長 全てのものにふりがながついてあるということで、これによって生徒が学習に取り組みやすくなるという点はあるかと考えております。ただ、やはり資料の量であるとか、見やすさ、関連付けられたSDGsの取組であるとか、そういうものがいかに充実しているか、という

ところの方が重要なポイントではないかなというふうに考えております。

教育長

東京書籍について、先ほど選定委員長からのお話にもありましたように、地理的分野以外での活用とはどういうことか、具体的に御説明いただきたいと思います。

選定委員長

まずは東京書籍の方ですが、巻頭の方にSDGsや環境問題、文化等に触れております。また、巻末には自然災害というような資料が多種載っているという部分から、例えば自然災害であれば理科であったりとか、SDGsであれば総合の活動であるというような形で活用できるというふうに考えております。

帝国書院も同じように巻頭にSDGsの取組をシリーズで何ページか組まれており、SDGsの取組については非常に優良な資料であるかなというふうなことで考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

先ほど、地理で帝国書院さんのことを地図に寄っているといいましたが、やはり写真はとても綺麗で、地図は資料として使うので綺麗で見やすくないと難しいなというふうには思います。ここには書いてくださっているように鳥瞰図もしっかりとありましたし、とても分かりやすい地図帳になっているのかなというふうに思いますので、帝国書院さんでいいかなと思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、社会 地図については、帝国書院の『中学校社会科地図』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、数学を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長

続きまして数学です。まず啓林館ですが、基本的な問題から応用問題、入試問題までを扱い、到達度に応じてしっかり学習が定着できるような構成になっているという点と、教材を生徒が自ら選んで取り組んだりすることによって、数学を身近に感じ、数学を学ぶ意義や有用性を実感できるようになっている点から挙げております。

続きまして数研出版でございますが、基本的な知識や技能の確実な定着を図ることができるように、簡単な例や問題を中心に構成されており、また、身のまわりの課題を解決する機会を設けることによって、数学の有用性を感じられるようになっていることから挙げております。

教育長

それでは、種目、数学に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

数研出版さんの小学校からの導入がスムーズであるという点と、啓林館の方は生徒同士の会話の仕掛けが豊富であるということで、この2社を挙げられているのかなと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

選定委員長

今御指摘のとおり、数研出版については新しい章に入るときに今までの学習内容と関連付けて、まず一旦振り返りを行い、それから新しい章に入っていくということで、以前の学習と関連付けて子どもたちが学習を始めていけるという形になっております。また、啓林館は、これも御指摘のとおり会話形式の表記を使って、考え方やヒント等を掲載しておりますので、子どもたちがそれを手助けにして学習を始めることができるかなと思っておりますので、御指摘のとおりだとお答えいたします。

教育長

今2社御説明いただいたんですが、二次元コードについて両社とも記述がございます。双方の具体的な特徴について御説明願います。

選定委員長

二次元コードについてですが、まず啓林館については数が約1,300ほど載っております、非常に豊富に載っているという点があります。また、内容についてもシミュレーションであったり、SDGsについてであったりとか、また当然問題解説等も豊富にあり、授業や

家庭学習で活用することができるであろうと考えております。

また、数研出版についても、当然二次元コードがあり、教科書の内容について補充的な説明を行うであったりとか、視覚的に捉えるようなものとなっております。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 数研出版は私自身は下線がすごく多く引かれていて、とても目がチカチカして読み辛かったイメージがありました。歳だからそうなのか数字に弱いからなのか分からないですが、入りにくい感じが私は受けていました。啓林館の方については、文章に話し合おうという場面が多く、私も数学のイメージというのは一方的に教えられるイメージの教育が多かったものですから、こういうのもみづまろキッズプランの話し合いの中で数学なんかがそれでいければ、理解度が深まるのではないかなというふうには思いましたので、啓林館の方をおすすめできたらなというふうに思っております。

教育委員 私は個人的に中学校から数学がつまづいてしまって、そこからだいぶしんどかった思いがあるんですけども、書かれている具申の内容で数学を身近に感じ、というところが、すごく重要、今大人になって感じることなので、数学嫌いになる子もけっこういるんじゃないかなと個人的には思うんですけども、そういうところはすごくいいんじゃないかなと思いました。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、数学については、啓林館の『未来へひろがる数学』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、理科を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長

続きまして理科でございます。まずは東京書籍ですが、観察や実験の手順動画などが充実しており、生徒自ら確かめることができるというような構成となっております。また、探究を意識した構成となっており、振り返りをするにより発展的な内容や、より知りたい気持ちを喚起させる内容となっているところから、東京書籍を挙げております。

続きまして啓林館ですが、「探究活動を通して学ぶ構成が意識されております。また、生徒が自立して自ら取り組みやすい紙面構成、情報量となっており、また、二次元コードなどを利用して「見えるコンテンツ」から「使えるコンテンツ」というふうな形になっており、学習効果が高いものと考えて、啓林館を挙げております。

教育長

それでは、種目、理科に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

急に理科になってＩＣＴというものがバーンと目立つ具申内容になっているんですけども、両方ともＩＣＴ活用に関して、ＩＣＴのコンテンツについての記載が結構たくさんあるんですけども、どのように違うとか特徴的なことがあれば教えてください。

選定委員長

二次元コードですが、両社とも数としては同数程度ありまして、解説動画、実験動画については両方とも載っております。特徴的なところとして、啓林館は探究シートやＩＣＴで捉えている項目がありまして、そのシートが生徒自らダウンロードしたシートに書き込めるというような形になっており、自分で学習に取り組みやすい形となっております。東京書籍も解説動画や実験動画があり、ワークシートもあるんですが、ワークシートに直接子どもが書き込むというよりか、ＰＤＦになっていたと思いますので、直接書き込むことができないという形となっております。ただ、東京書籍の方はＩＣＴの一覧が１番最初のページにパッと出てきますので、子どもがどこを見たらいいのか選びやすい構成になっているという形です。

教育委員

東書さんの方では動画は結果まで示されているようなところがあり

まして、現代の将来を見渡すと課題発見や自分で考えるということが重視されていて、端的にいうと教え込まず考えさせるというようなところがいい内容になっているのかなというふうには感じたんですけども。啓林館の方で余白が確保されていて、これの有効活用というのは大きなポイントになるのか、ポイントになるのであればどういう有効活用が考えられるのかというのをお聞きしたいです。

選定委員長

啓林館の方の十分な情報量と余白ということですがけれども、情報量としては啓林館、東書とも十分な情報量が載っているかなというふうに考えております。ただ、その上で子どもたちが実験していく中での気づきであったりとか、自分が気になったようなところを書き込めるような余白という部分、自分たちで考えてやっていくような余白が啓林館のものにはあるかなというような形で、余白を使って子どもたちにそこから考えさせていく、自分の考えをまとめていくような使い方ができるのかなというので挙げさせていただいております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

私は理科は啓林館を1位にしていました。その理由としては、写真がとても多いということで、実験の様子もすごく分かりやすい、変化まで写真に収めてあるので、とても分かりやすかったなというふうに思います。それから、試してみようというのが多く、とてもわくわくすることですので、理科で実験をしていくときには何が起こるんだろうかというわくわく感というのがとても大事なかなと思いますので、それが教員の授業の後押しになればいいかなというふうには思いましたので、私はこれを1位にさせていただいていました。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、理科については、啓林館の『未来へひろがるサイエンス』を

採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。
続きまして、種目、音楽 一般を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 続きまして音楽です。まずは教育出版ですが、歌唱の分野では、混声4部合唱など難易度の高い楽曲も掲載されております。また、それぞれの段階に従って進められるように工夫をされている点、また、鑑賞の分野では、いろいろな伝統音楽が掲載されており、アクティブな活動をしながら学習できる教材があるということで教育出版の方を挙げております。

続きまして教育芸術社でございますが、発達段階に応じた使いやすい難易度の楽曲が扱われており、鑑賞の分野でも、ポピュラー音楽も多く使われておる点から教育芸術社を挙げております。

教育長 それでは、種目、音楽 一般に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

教育委員 両方とも会社について、難易度のことが求められています。難易度というのが選定の大きなポイントになっているのかどうかお聞かせ願います。

選定委員長 難易度の話ですが、音楽については生徒が音楽のよさを感じ創意工夫するなど、自分なりに楽しんだり生活を豊かにするというのが目標であろうかなというふうに思います。あまりにも難易度が高すぎると、そこについて子どもたちがもしかしたら取り組みにくいというような点はあろうかなというふうには考えております。

教育委員 教育芸術社の方で、鑑賞の分野で日本の伝統芸能が重要視されているということですが、ここについての重要なポイントというふうにお考えになってということなのでしょうか。

選定委員長 日本の伝統芸能を知るという部分ではやはり大切な部分ではないかなと考えておりますが、2社とも伝統音楽だけでなく諸外国の音楽等も必要な情報が載っているものというふうに考えております。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 先ほどのお答えをお聞きしていると、生徒さんにとって伝えやすい、歌いやすい、親しみやすい、そういった難易度の曲というのが利用されているのかなと思いますので、そういった意味では教芸さんの方かなというふうに思います。

教育委員 私は中学校に入ってから小学校のときは好きで歌を歌っていたりしても、中学校の音楽から好き嫌いが分かれるところに入ってくるのではないかなというふうに考えています。それはやはり和音があったり、いろいろなことを考えながら作らないといけないというようなことも子どもたちにとっては大きなハードルのひとつかなと思っていますが、教育芸術社の方なんですけど、ここに書いているように創作をするというような意味合いのある、今若い人がいろんな技術を使って音楽を創造していくというところに、発展的な音楽が今出来てきているように思いますので、そういう人材が育ってくればいいなと思いますのでこちらの方を推薦したいなというふうに思います。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、音楽 一般については、教育芸術社の『中学生の音楽』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、音楽 器楽合奏を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 それでは器楽合奏についてです。まずは教育出版ですが、ギターの練習曲が多数掲載されており、息の使い方も丁寧に学習できるようになっております。また、中学生が興味をもちやすいような楽曲がいくつか取り扱われているという点で教育出版を挙げております。

続きまして教育芸術社であります。アンサンブルで使える楽譜が

豊富である。打楽器については、写真が掲載されているだけでなく、奏法まで掲載されている点や、バンドスコア等が掲載されており、ポピュラーなアーティストが掲載されていたりなど、中学生が興味をもちやすいような作りになっている点から挙げております。

教育長 それでは、種目、音楽 器楽合奏に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

教育委員 具申理由を見ますと特徴が全然違うというか、教育出版社さんの方は生徒一人一人が楽器演奏がうまくできるようになるような掲載で、教育芸術社さんの方はどちらかというとアンサンブル、バンドスコアとあるようにグループ単位とかクラス単位で楽器の演奏を楽しむというような特徴がすごく違うのかなというふうに感じたんですけども、そのようなものは選定のポイントになっていますか。

選定委員長 おっしゃるとおり教育出版の方は生徒一人一人が活用というか、教芸の方は全員で、というような演奏をしていくような作りになっているかなと感じております。音楽の授業では当然一人で練習するときがあって、クラス若しくはグループ等で演奏、合奏していくというような場面が考えられるかなと思いますが、ただ、授業展開として、やはり最後は合奏の方に持っていくというような流れがありますので、どちらかといえばやはり合奏の場面で活用できるような教科書の方が良いのかなというふうには考えております。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 私は音楽をずっとやってきて、娘も音楽をやっているんですけども、やはり合奏の楽しさというのはすごく感じていて、一人で練習して演奏するというのはもちろん基本にはなるんですけど、最終的に人と合わせて演奏できるという楽しさから音楽の楽しさもたくさん見出していけるんじゃないかなという気がするので、先ほど選定委員長もおっしゃったように最終的には合奏というところに持っていくのであればやはり教育芸術社さんの方がいいのかなと感じます。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。

種目、音楽 器楽合奏については、教育芸術社の『中学生の器楽』
を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、美術を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 続きまして美術でございます。まずは開隆堂であります。発達段階に応じて、領域や内容がバランス良く取り扱われており、伝統文化や地域性への配慮がなされており、美術的用語についても簡単な説明がつけられている点から開隆堂の方を挙げております。

続きまして光村図書であります。発達段階に応じてバランス良く取り上げており、具体的な問いを示すことで、言語化やグループでの対話ができるような構成となっております。また、別冊で様々な素材や技法及び制作過程が分かりやすく紹介されているところから光村図書を挙げております。

教育長 それでは、種目、美術に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 光村図書さんの別冊が気になっているんですけども、素材とか技法で制作活動、生徒さんがいろんな制作をしていく上で別冊というのはやはりポイントになりますか。

選定委員長 光村の別冊についてですが、技術的な内容等が非常に詳しく書かれており、当然授業では説明するんですけど、子どもが振り返るときに自分でもう1度別冊を見て、どういう技法がある、どういう描き方がある、というようなものを自分で確実に学習できるという点で非常に有効なものであると考えております。

教育長 開隆堂さんのところで「ページ数が多く参考にしやすい」とあったと思うんですけども、ページ数が多いことでデメリットというふうになるのかお聞きしたいです。

選定委員長

開隆堂の方ですが、当然作品数が多いということで、いろんな作品を見て子どもがイメージしやすいというようなメリットはあろうかと思います。ただ1点、あまりにも多すぎると当然それはデメリットに転じるというようなことがあろうかと思いますが、その点については実際授業でどのように扱っていくか、という分のできるのかなというふうに考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

開隆堂さんを見たときには衝撃を受けたくらい、このテキストがほしいというふうに思ったくらい、手触りもいいですし、すごく迫力があって、これは自分にひとつ手元に置いておきたいと思ったほどでした。鑑賞的にはとてもいいなというふうに思いましたが、美術を学ぶといった点であれば、光村さんの方は鑑賞の仕方とかが書いてあったり、絵のメッセージみたいなものがしっかりそこに書かれているので、でも自分自身の判断でいいと思ったらいいいとよくいわれますけど、でもやはりいろんな美術館に行ってその話を聞くと、こういうところを見たらいいんだ、みたいなことでより絵って深まると思うんです。だからそういうふうなことが書かれていると美術にとっても興味が持てるのではないかなと思いましたので、開隆堂さんがほしいんですけれども教科書で使うのであれば光村さんの方がいいのかなと感じました。

教育委員

美術の教科書ということで、生徒さんが自分が描きたい、やりたいもの、制作したいものをどんどん作っていくと思います。そうしたときに授業の中で教科書のことをそのままされとか、あるいはもう少し題材をアレンジされるのか、そこが少し学校さんの先生方の裁量もおそらくあるのかなと思うので、そうなったときに素材であったり技法であったりということをいろんな発想、構想の中に展開していただくといいと思いますので、そういった意味で光村さんが別冊で抜き出しておられるというのは魅力なのかなというふうに思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、美術については、光村図書の『美術』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、保健体育を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長

続きまして保健体育でございます。まずは大修館書店ですが、自身の日常生活に生かすところがゴールとなって構成されており、各単元の資料やコラムなど、生徒の興味・関心を引き出す工夫が多く配置されているところから、大修館書店を挙げさせていただいております。

続きまして学研ですが、各単元見開き 1 ページで構成されており、子どもたちが何を学習するのかというのが分かりやすい内容となっており、実践的な問題解決に向かえるように、各単元で現代的な社会問題も取り上げておられるという点から、学研の方を挙げさせていただいております。

教育長

それでは、種目、保健体育に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

教科の特性上、日常生活であるとか現代社会にという点は、そこへ生徒の動機付けを持っていくのは大きな利点かなと思うんですけども、この 2 社についてなんですが、生徒が学習に向かう動機付けがどのように促されているのかという点を教えていただけたらと思います。

選定委員長

動機付けという点ですが、まず大修館につきましては、先ほども申したとおり日常生活に生かすところがゴールとなっており、ほとんど学校生活と結びついた内容からスタートしている、というような形になっております。学研については、章の始めにその章の全体の学習課題が掲示しており、それと同時にそのことに関するコラム等が載っており、そのことを読むことによって子どもたちが自分の問題として考えられるような構成となっておるところが大きな違いかなと思っていま

す。また、2社とも先ほどおっしゃったとおり現代的な課題という部分を掲載しており、身近な問題として子どもたちが取り組めるような形になっているかなというふうに考えております。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 私はどちらもいいなというように思っていました。大修館の方はストレスに関連するところが身体的に要因だけではなくて環境とか心理とかいうところにもちゃんと踏まえて書いてあったり、とてもページ数も多く取られてありましたし、それから感染症についても多く書かれていて、とても具体的に親切的な書き方であるかなというふうには思いました。学研さんの方は、それにプラスなんですが、今の流行りというか、LGBTについての記載であったり、eスポーツの記載、それからMDMA、薬、ああいうような記載もプラスここには書かれていて、他のところはその記載があまりなかったように思います。それからあと熱中症の対応なんかについてもとても親的に書かれていたりもしましたし、今から押さえておきたいなと思うような内容を、どこで押さえるのかといったときに、やはり保健体育の保健の方で押さえないかならないかなというふうには思いますので、他で押さえられない分、ここではそういう記載のある方が有り難いというか、書いてあることを教えやすいのかなというふうには思いましたので、どちらかという学研さんの方かなというふうには思いました。

教育委員 教科の特性上も踏まえて、実践的な問題解決について、現代の課題であるとかというのがより重要ではないのかなと思いますので、そういう点でも動機付けという点からも学研さんかな、というふうに思います。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、保健体育については、学研の『新・中学保健体育』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、技術・家庭 技術分野を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 技術・家庭 技術分野でございます。まずは東京書籍でございますが、問題解決が発達段階に応じて進めることができるように配慮されており、学習の意義や大切さが伝わり、生活や社会で生きる知識・技能が身につくよう配慮されている点から東京書籍を挙げております。

続きまして開隆堂であります。各内容の適切な箇所に二次元コードが記載されており、個別最適な学びが実現できるように構成されています。また、各自で考えられる活動が充実し工夫されている点から開隆堂の方を挙げております。

教育長 それでは、種目、技術・家庭 技術分野に対する質疑を行います。質問のある方は、挙手願います。

教育委員 特に技術分野というのは、科学技術を実生活に転用していくというあたりで、技術革新の非常に激しい時代においてはそこに追いついているのかどうか、そこに配慮されているのかどうか大きなポイントだと思うんですが、挙げていただいている両社についてそのあたりをもう少し教えていただけたらと思います。

選定委員長 まずは東京書籍でございますが、各章の最後にまとめとして学習、振り返り、深い学びを行い、学習内容を確認する設問を設けております。また、最後には4つの技術、材料と加工の技術、生物育成の技術、エネルギー変換の技術、情報の技術とあるんですけども、これらを使って全てをシステム化することによって問題解決を図るような問題もあり、それが今後この社会を生きていく子どもたちのにとってどのような社会になるか考える内容になっているのかなと考えております。また、開隆堂の方も各編の最後にはまとめの設問が設けられており、より良い生活や社会に向けて工夫されている事実の中で Society 5.0 についても触れられており、これからの社会変化に対応したものにな

っているかなというふうに考えております。

教育委員

両社の生徒の興味関心を引くという意味での導入という何か違いがあるのかどうか教えてください。

選定委員長

生徒の興味関心という形で、東京書籍の導入の方は編の1番最初にその編の見方というものを示しており、どのような観点で考えていくか、また、身近なものから具体的に例を挙げて始まっていっております。開隆堂についても実際の製品を紹介するなど身近なものからスタートしておるところから生徒の関心を引くものになっていると考えております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

私は技術を学んでいない時代でしたので、こういうのを学ぶんだ、と思いながら読ませていただいていた。開隆堂さんの方はたくさんの写真が使われていて、とても見やすかったと感じています。ただ、東京書籍さんの方はエネルギーの変換がどのように、ここでこういうふうに変換されているのか、というのがそこだけ読んでもとても詳しく分かりやすかったので、なんとなく分かっているようで分からないようなものがしっかりそこに根拠として図で示されていたりとか写真で示されていたりしたので、すごく入りやすかったのは東京書籍さんの方かなというふうに感じています。

教育委員

東書さんを見させていただいて、社会からの要求といいますか、安全や環境、経済性という内容から、また、生徒たちが非常にとっつきやすいトレードオフの内容まで、トータルとしてこちらかなというふうに思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、技術・家庭 技術分野については、東京書籍の『新編新しい

技術・家庭技術分野未来を創るTechnology』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、技術・家庭 家庭分野を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長 技術・家庭 家庭分野でございます。まずは東京書籍ですが、単元が食生活から始まっており、教科書の前半に位置付けることによって、興味・関心を高める構成となっております。また、小学校での学習を引き継いで積み重ね、高等学校へのスムーズなつながりを促す工夫が施されているなどありましたので、東京書籍の方を挙げております。

続きまして開隆堂ですが、各分野の学習の目標が明確になっており、身近な生活の疑問点や科学的根拠が視覚的に分かる体験的な内容になっており、より深い理解がなされるものということで開隆堂の方を挙げております。

教育長 それでは、種目、技術・家庭 家庭分野に対する質疑を行います。質問のある方は、挙手願います。

教育委員 東京書籍さんは食生活から始まっていて、この導入のところ、単元構成というのは授業を進めていく中でいろいろ説明がしやすいのかどうか、確かに食というところは、1 番生徒さんが入りやすいというか関心を持ちやすいのかなというふうに感じるんですけども、この単元構成というのはやはり授業がしやすいのに繋がっているのかどうかというところを教えてください。

選定委員長 東書はさきほども申し上げたとおり、食生活、衣生活というような順番で食が1 番最初に来ている単元構成となっております。これについては、まず自分の食をしっかりと見つめるところから社会というような形で自分のところから社会に広げていくというような単元構成になっているところから、より理解を深めることができるのではないかなと考えております。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

子どもたちは衣食住といえは食が1番関心があったり入りやすいのかなというふうに思うんです。そこから他のところへ、という、そういうふうに単元内容をされているのであれば、東京書籍さんのその特色はいいなというふうに思います。

教育委員

これから地域の時代といわれている中で、地域について書いてあったのは東京書籍さんで、開隆堂さんは地域についての記載はなかったように思います。介護保険も共助ですし、でも共助というふうについて介護保険になったにも関わらず隣近所の地域の力がどうのこうの、というふうに今いわれているくらい地域のことについてはとてもこれから大切な見方かなというふうに思いますが、そこについて開隆堂さんはあまり記載がなかったように思います。その点、東京書籍さんの方はしっかりとそこが出されていたのがいいなというふうに思いました。方や開隆堂さんの方はヤングケアラーについての記載もあって、これからのところをしっかりと学ぶところに結び付けられているのはいいなというふうに思いました。先ほど食の話がされてましたが、私は住のところを見させていただいたんですが、室内環境というのもとても大事で、やはり汚いまま不清潔なままにしていることよっての環境であつたりとか、それがあたりまえのおうちというのもあつた場合にそこらへんのこともとても興味がある、そこらへんも教えているもので、開隆堂さんの方は室内環境の換気方法というのが具体的に書かれているんですが、それ以外にも明るさとかいろいろあると思うんですが、それについては記載がなかったように思います。東京書籍さんの方は健康的な快適な住まい方、何をするのかというのがとても具体的に書かれていたというのも良かったかなというふうに思いますし、家庭内事故の写真付きで書かれていたので、これもすごく学びにはなるかなというふうに思いましたので、私は地域のことが書かれているというところを最大にすると東京書籍さんを選びたいなというふうに思います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。

種目、技術・家庭 家庭分野については、東京書籍の『新編新しい
技術・家庭家庭分野自立と共生を目指して』を採択することとして、こ
れに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、英語を議題といたします。選定委員長からの説
明を求めます。

選定委員長 続きまして英語でございます。まずは開隆堂でございますが、小学
校とのスムーズな接続が意識されており、各学年で「健康」や「共生」
など、幅広いテーマが取扱われているという点と、4技能を満遍なく
学習できる内容となっており、まとめではユニークなものが多く、生
徒たちが楽しみながら自己表現ができるという作りになっているところ
から挙げております。

続きまして三省堂でございますが、教科書内容が豊富であり、社会
問題や人権課題など他教科を関連させることができるものが多く掲載
されております。また、4技能を活用した言語活動を豊かにするための
素材がたくさん収録されているという点から三省堂の方を挙げてお
ります。

教育長 それでは、種目、英語に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員 英語については小学校からというところで小学校からスムーズに入
っていけるというところを開隆堂さんのところには書かれていますけ
れども、そのポイントというのは大きいのかということと、具体的
に何か英語教育の中でそれがあるのでしたら、それも教えていただ
きたいと思います。

選定委員長 小学校との接続というところでございますが、小学校の内容を基に
中学でもう1度丁寧に振り返ることによって、子どもたちが今まで学
習してきたことをしっかりと整理した上で中学校の内容に取り組んで

いくというところへんでは、やはり小学校との接続、丁寧な復習、接続というのが必要であろうかなというふうに考えております。

教育委員

三省堂さんの方で内容が豊富というふうにあるんですけども、これはメリットとしてとらえるのかデメリットとしてとらえるのか、難易度という面も含めていかがでしょうか。

選定委員長

三省堂についてですが、まずは取り扱っている内容が豊富という場面で、子どもたちの人権であるとか、震災であるような内容に触れるということについては当然メリットになるかなと思います。ただ、4技能を獲得するという観点であれば、子どもたちにその技能を練習する時間であるとか、活用する時間というのが当然必要になってきますので、あまりにも多くありすぎると、こなすことに必死になってしまうという観点がもしかしたら出てくるかもしれないな、という懸念はしております。

教育長

今2社のところで現行の発行社が外れているんですけども、理由等あれば教えていただきたいなと思います。

選定委員長

現行の教科書については、今の中学校生活を中心としてストーリーが展開されており、内容についても多岐には渡っているんですが、今回挙げさせていただいている2社については更に内容については充実したものになっているというふうに考えております。また、4技能を習得させるためにはいろんな要素が必要であります、こちらの方もバランス良く、より丁寧に載っているというふうに考えております。

教育長

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

島本町は小学校から英語が制度的にも始まっていますので、小学校、中学校というところの接続はとても大切だと思います。ですので、私は接続を考えた上で教員が選ばれたものがないかなというふうに思っていますので、開隆堂さんの「小学校とのスムーズな接続が意識されている」というところで使いやすさとか子どもの学びの復習になるのかなというふうに思いますので、こちらがいいのかなというふうに思

っております。

教育委員

私も同意見で、特に4技能が満遍なく適切な内容で学べるという点を重視されておりますので、同じ意見を持っております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、英語については、開隆堂の『Sunshine English Course』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、採択することに決しました。

続きまして、種目、道徳を議題といたします。選定委員長からの説明を求めます。

選定委員長

続きまして道徳でございます。東京書籍でございますが、いじめの課題について、ユニットを全学年に設置し、いじめをしない・させない心を育む構成になっております。また、教材の冒頭に主題となるテーマが示されており、生徒たちが見通しを持って考えることができるというような構成になっていることから東京書籍を挙げております。

続きまして日本文教出版でございますが、いじめ問題を重点的に取り上げ、複数のコラムを組み合わせたユニットを年間複数配置している点や、「いま」を生きる人から「人間の生き方」について考えを深めること等があり、また、ワークシートには教師オリジナルの設問を設定したり、生徒の実情に合わせて変えたりするようなことができるワークシートがついている点から挙げさせていただいております。

教育長

それでは、種目、道徳に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

日文さんについてなんですけれども、ワークシートの在り方についてなんですけれども、道徳という教科の特性も含めて教師のオリジナルの授業展開だったりだとか、そこに対応できるというのは非常に大きい魅力なのかなと個人的に思うんですけれども、そういう判断でよろしいでしょうか。

選定委員長 日文のワークシートについては、教師が自由にというか、中心発問を変えていけるというような作りのワークシートになっておりますので、それは活用できるものと考えております。

教育長 両社ともいじめに関する記載、記述はあるんですけども、具体的な違いについて教えていただけたらと思います。

選定委員長 いじめについてですが、まず東京書籍の方ですが、ユニットを組んでおり、1年に1回3コラムずつ構成をされております。日本文教出版の方は同じくユニットを組んでいるんですが、これが年2回、2～3教材配置されており、日文の方がより継続的ないじめに対する指導ということが子どもたちに考えさせることができる構成になっているのかなと。内容についてはいじめの構造であったり、コミュニケーションの取り方というような形でどちらも網羅されているかなというふうに考えております。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員 東京書籍なんですけど、私が見落としているのかもしれないんですけども、1年生のときには情報、モラルとかいうものがなかったように思います。やはり今小さいときから携帯電話とかネットとかがある中で、記載がなかったのかなというふうに思いました。それからキャリア形成についてもとても大切なことかなというふうに思うんですが、それもなかったようなイメージでしたので、私の見方が悪かったのかもしれませんが今そういうふうに認識をしています。日本文教の方は先ほど道徳ノートの話が出ましたが、たぶん前も同じこの出版社を選ばせてもらっていると思います。それは自分の意見だけ書くのではなくて、他者の意見が書けるといところがとてもいいなというふうに思っていて、そこが自分の意見と他者の意見の差異というか、そこを認めていけるというものの道徳の中では培ってほしい力かなというふうには思いますので有効に使っていただけたらなというふうには思っております。ただ、そこらへんが先ほどの情報モラルのところなんで

すけれども、日本文教さんの方はそこらへんもしっかりと書かれていましたので、押さえといてほしいなというふうに思うところの記載があったように思いますので、私は日本文教の方を推したいなというふうに思っております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。

種目、道徳については、日本文教出版の『中学道徳 あすを生きる 道徳ノート』を採択することとして、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようですので採択することに決しました。

山田委員長からの説明は以上といたします。山田委員長は退室願います。ありがとうございました。

(山田校長、退室)

教育長

続きまして、学校教育法附則第9条関係教科用図書の説明を求めます。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級在籍の生徒が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和6年度につきましては、現時点で使用する予定の生徒がいらないことから必要に応じて採択するものです。

教育長

これより、学校教育法附則第9条関係教科用図書に対する質疑を行います。質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。令和7年度に使用する中学校用学校教育法附則第9条関係教科用図書については、必要に応じて採択することと

して、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、必要に応じて採択すること
に決しました。

それでは、第34号議案「令和7年度使用小学校教科用図書の採
択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第34号議案「令和7年度使用小学校教科用図書の採
択について」、御説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、令和5年度に採択が行われ、
採択結果に基づき、令和6年度より新しい教科用図書が使用されてお
ります。

来年度の令和7年度に使用する中学校教科用図書につきましては、
【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】の
(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、
政令で定めるところにより、政令で定める期間（4年間）、毎年度(ま
いねんど)、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。
に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたした
く、「図書一覧」を掲載しております。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級在籍の児
童が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用
し、副教材として対応するものです。なお、令和6年度につきましては、
現時点で使用する予定の児童がいないことから必要に応じて採択
するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。